第3節 基準の特例

(基準の特例)

第52条 この章(第39条、第46条及び第49条を除く。以下同じ。)の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し又は取扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し又は取扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

【予防規則】

(例外規定による認定)

第19条 消防長にあっては条例第25条、第31条、第32条第1項ただし書、第52条、第62条及び第65条の 規定により、消防署長にあっては条例第65条の規定により、それぞれ認定をしようとするときは、当該 防火対象物の関係者に資料を提出させ、又は当該防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査 して行うものとする。

【解釈及び運用】

指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの基準の特例を規定したものである。

本条の規定により、予期しない貯蔵及び取扱状況、特殊な設備の開発等に対応できることとなる。特例 基準の適用については、所轄消防署長の決定により行うことが可能であるが、特例基準の適用の前提として具体的な環境条件、代替措置等が存することが必要であり、統一的、客観的な運用に留意すること。 第53条 消防用設備等の技術上の基準に関しては、令に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

(消火器に関する基準)

- 第54条 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物のうち、同表(3)項から(6)項まで、(9)項又は(12)項から(15)項までの用途に供する部分を有するもので、延べ面積が150平方メートル以上のものには、各用途に供する部分ごとに消火器を1個以上設けなければならない。
- 2 令別表第1各項に掲げる防火対象物に次の各号に掲げる場所があるときは、当該各号に定める場所に消火器を1個以上設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所については、この限りでない。
 - (1) 火花を生じる設備のある場所
 - (2) 変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備のある場所
 - (3) 鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所
 - (4) 核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所
 - (5) 屋上に設ける遊技施設又は飲食店等の用途に供する場所
 - (6) サウナ設備のある場所
- 3 前2項の規定により設ける消火器は、令別表第2においてその消火に適応するとされるものを令 第10条第2項の規定の例により、設置し、及び維持しなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物及び政令別表第1各項に掲げる防火対象物で、 政令第10条第1項各号に該当しない防火対象物に存する特定の用途部分及び特定の設備器具のある場 所について、消火器具設置の基準を定めたものである。

1 第1項の規定は、政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、同表(3)項から(6)項まで、(9)項及び(12)項から(15)項までの用途部分を有する防火対象物には、消火器を設けなければならないとしたものである。

「各用途に供する部分ごと」とは、政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物を構成する各用途 (政令別表第1各項に掲げる防火対象物の用途のみならず、一般住宅をも含む。) に供する部分ご レをいう。

具体的な例を示すと、次のようになる。(例図は用途ごと及び階ごとの最低個数を示している。) ※各部分から一の消火器に至る歩行距離が20m以下となるように指導すること。

					7	
5 階	_	般	住	宅	1個以上	
4 階	(15) إ	頁	(7)項		2個以上	
3階	(15)項	(6)項イ		(12)項イ	3個以上	
2階	(15)項		(15)項		1個以上	
1階	(3)項口	(4)項		(4)項	2個以上	G L

2 第2項の規定は、政令別表第1に掲げる防火対象物の出火危険等が存する場所について、初期消火の必要性に着目し、消火器を設けさせようとするものである。

本項第1号、第4号及び第5号の規定は、政令別表第1に掲げる防火対象物に前記各号に掲げる場所があるときは、当該場所に消火器を1個以上設けなければならないと規定しており、この場合に、前記各号に掲げる場所が存する防火対象物又はその部分が政令第10条第1項の規定の適用を受ける防火対象物又はその部分であるかどうかを考慮する必要はない。

しかし、本項第2号及び第3号の規定は、政令第10条第1項の規定の適用を受ける防火対象物 又はその部分に本項第2号及び第3号に掲げる場所が存する場合、当該場所に対して既に省令の 設置及び維持に関する技術上の基準の適用があることから、当該場所又はその付近に既に省令で 設置されている消火器を配置するよう指導すること。

3 第2項第1号

「火花を生じる設備のある場所」とは、第15条に規定するグラビア印刷機、ゴムスプレッダー、 起毛機、反毛機その他その操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は粉じんを放出する 設備のある場所をいう。

4 第2項第2号

「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、高圧(交流にあっては600 V、直流にあっては750 Vを超え、7,000 V以下の電圧をいう。)又は特別高圧(7,000 Vを超える電圧をいう。)で使用する電気設備(移動式のものを含む。)で、次に掲げるものをいう。

- ① 変圧器(1基の容量が5KVA以上)
- ② 配電盤(壁等に取り付けた分電盤の類を除く。)
- ③ 発電機、電動機
- ④ 溶接器(1基の容量が5KVA以上)
- ⑤ 赤外線による乾燥設備
- ⑥ 整流器(1基の容量が5KVA以上)
- ⑦ 電熱器(1基の出力が5KW以上)
- ⑧ 静電塗装設備
- ⑨ 静電気植毛設備
- ⑩ リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、油入コンデンサー、油入遮断器、計器用変成器等 の電気設備

なお、電気設備のある場所に消火器を設置する場合の運用は次によること。

- (1) 限界容量に達しないものが多く設備してあっても、適用しない。
- (2) 限界容量以上のものが2以上設備してある場合は、その数に関係なく、当該電気設備のある場所の床面積100㎡以下ごとに、1個以上として適用する。
- 5 第2項第3号

「その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げるものが設置されている場所をいう。

- (1) 熱風炉
- (2) 1 基の据え付け面積が 2 ㎡以上の炉(個人の住居に設けるものを除く。)
- (3) サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)
- (4) 金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備、ヒートポンプ冷暖房機等で、入力の合計が350kW以上のもの

6 第2項第4号

「核燃料物質」とは、原子力基本法第3条第2号及び核原料物質、核燃料物質、及び原子炉の 規制に関する法律施行令第1条第1号から第6号までに掲げる物質をいい、「放射性同位元素」と は、原子力基本法第3条第5号及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2 条第2項並びに同法施行令第1条に掲げる放射線を放出する同位元素の数量及び濃度が文部科学 大臣が定める数量及び濃度を超えるものをいう。

(大型消火器に関する基準)

- 第55条 令別表第1各項に掲げる防火対象物に次の各号に掲げる場所があるときは、当該各号に定める場所に大型消火器を1個以上設けなければならない。
 - (1) 油入機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所
 - (2) 全出力500キロワット以上の高圧変電設備のある場所
 - (3) 全出力500キロワット以上の発電設備のある場所
- 2 前項の規定により設ける大型消火器は、令第10条第2項及び第3項の規定の例により、設置し、 及び維持しなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、政令別表第1に掲げる防火対象物にある、一定の変電設備又は発電設備が存する場所に 対する大型消火器の規定である。

1 第1項第1号

「特別高圧変電設備」とは、使用電圧が7,000 V を超えるものをいう。また、第2号及び第3号の「全出力」の算定方法については、第17条第1項の【解釈及び運用】を参照すること。

なお、第17条第1項第3号(ただし書きの場合は除く。)により区画された場所に設ける変電設備及び発電設備については、区画された部分ごとにそれぞれ別の場所にあるものとして適用する。

2 第2項

「規則第7条、第8条第3項、第9条及び第11条の規定の例」のうち、規則第7条の規定の例とは、大型消火器を能力単位の数値に関係なく、設置すべき場所の各部分から一の大型消火器に至るまでの歩行距離が30m以下となるように設けなければならないことをいう。また、第8条第3項の規定の例とは、本条の規定を適用する場所に、不活性ガス消火設備、粉末消火設備等を法令に基づいて設置した場合は、これらの消火設備の有効範囲内の部分については大型消火器を設置しなくてもよいことをいう。

第56条 次に掲げる防火対象物には、屋内消火栓設備を設けなければならない。

- (1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの
- (2) 令別表第1に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの。ただし、主要構造部を耐火構造とし、又は主要構造部が不燃材料で造られているもの(耐火構造を除く。)で、5階以上の部分の床面積の合計が150平方メートル以下のもの及び主要構造部を耐火構造とし、5階以上の部分が床面積の合計150平方メートル以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 2 前項第1号の規定の適用については、延べ面積の数値は、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井(天井のない場合に合っては、屋根。以下この項において同じ。)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。)の仕上げを難燃材料でした防火対象物にあっては当該数値の3倍の数値とし、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でした防火対象物にあっては当該数値の2倍の数値とする。
- 3 前2項の規定により設ける屋内消火栓設備は、第11条第3項及び第4項の規定の例により、設置 し、及び維持しなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、政令第11条に定める防火対象物以外の防火対象物に対して、屋内消火栓設備に関する設置及び維持についての技術上の基準を規定したものである。

- 1 第1項第1号の規定は、複合用途の防火対象物に係る基準である。 なお、本号の規定の適用については、第2項に当該防火対象物の構造、内装による倍読み規定 が設けられていることから、設置基準対象は次のとおりとなる。
 - (1) 主要構造部 (壁、柱、床、はり、屋根、階段等)を耐火構造とし、かつ、壁及び天井 (天井がない場合にあっては屋根)の室内に面する部分の仕上げを難燃材料で施工したもので、延べ面積が3,000㎡以上のもの
 - (2) 主要構造部を耐火構造としたもの、又は主要構造部を準耐火構造とし、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で施工したもので、延べ面積が2,000 mg以上のもの
 - (3) 前(1)、(2)以外の構造又は施工方法によったもので、延べ面積が1,000㎡以上のもの
- 2 第1項第2号の規定は、政令別表第1各項に該当する防火対象物で、地階を除く階数が5以上の ものに対する屋内消火栓設備の設置基準である。ただし、5階以上の階の床面積の規模、構造又 は内装等が次に掲げる各号のいずれかに適合する場合は除かれる。
 - (1) 主要構造部が耐火構造、又は不燃材料で造られているもので、5階以上の部分の床面積の合計が150㎡以下のもの
 - (2) 主要構造部が耐火構造とし、5階以上の部分の壁及び天井に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたもので、当該部分の床面積の合計が300㎡以下のもの
 - (3) 主要構造部が耐火構造で、5階以上の床面積の合計が150㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは 壁又は防火設備である防火戸で区画されているもの。

- (4) 主要構造部が耐火構造とし、5階以上の部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃でした部分を300㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火設備である防火戸で区画されているもの。
- (5) 第1項第2号ただし書きの規定を適用する場合は、5階以上の部分に前(3)を適用する部分と (4)を適用する部分が混在していても差し支えないものとする。

(スプリンクラー設備に関する基準)

- 第57条 次に掲げる防火対象物の階又は部分には、スプリンクラー設備を設けなければならない。
 - (1) 令別表第 1 (12) 項口に掲げる防火対象物の階で、映画又はテレビの撮影の用に供する部分 (これに接続して設けられた大道具室又は小道具室を含む。次項第 1 号において「スタジオ部 分」という。) の床面積が地階又は無窓階(建築物の地上階のうち、消防法施行規則(昭和36年 自治省令第 6 号。第 4 号及び次項において「省令」という。)第 5 条の 2 に規定する避難上又は 消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。以下同じ。)にあっては500平方メートル以上、そ の他の階にあっては1,000平方メートル以上のもの(省令第13条第 1 項に規定する部分を除く。)
 - (2) 令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項及び(12)項イに掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、主たる用途に供する部分の床面積が2,000平方メートル以上のもの
 - (3) 令別表第 1 (16) 項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、同表 (5) 項ロ、(7) 項、(8) 項及び (12) 項に掲げる用途に供する部分(主たる用途に供しない部分を除く。) の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上のもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、令別表第1に掲げる防火対象物の高さが31メートルを超える部分(省令第13条第1項に規定する部分を除く。)
- 2 前項の規定により設けるスプリンクラー設備の設置及び維持は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。
 - (1) スプリンクラーヘッドは、前項各号に掲げる防火対象物の主たる用途に供する部分(令別表第1(5)項又は(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分で、省令第13条の3第1項に規定する小区画型ヘッド又は側壁型ヘッドがそれぞれ同条第2項又は第3項の規定の例により設置されているものを除く。)の天井(天井がない場合にあっては、屋根の下面。以下この項において同じ。)又は小屋裏に、次に定めるところにより、設けなければならない。
 - ア 前項第1号に掲げる防火対象物の階のうちスタジオ部分に設ける場合は、開放型スプリンクラーヘッドとし、天井又は小屋裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離(この号において「水平距離」という。)が1.7メートル以下となるように設けること。
 - イ 前項各号に掲げる防火対象物の階又は部分(スタジオ部分を除く。)に設ける場合は、閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち省令第13条の2第1項に規定する標準型ヘッドとし、耐火建築物(建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)にあっては水平距離が2.3メートル(高感度型ヘッド(令第12条第2項第2号イの表に規定する高感度型ヘッドをいう。以下同じ。)にあっては、当該ヘッドの有効散水半径に1メートルを乗じた距離)以下、耐火建築物以外の建築物にあっては水平距離が2.1メートル(高感度型ヘッドにあっては、当該ヘッドの有効散水半径に0.9メートルを乗じた距離)以下となるように設けること。
 - (2) 前項第2号から第4号までに掲げる防火対象物の階又は部分のうち、次に掲げる部分には前号イの規定にかかわらず、省令第13条の4第2項に規定する放水型ヘッド等を同条第3項の規定

の例により設けること。

ア 次のいずれかの部分のうち、床面から天井までの高さが6メートルを超える部分

- (ア) 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分
- (4) 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分(通路、階段その他これらに 類する部分を除く。)
- イ ア以外の部分であって、床面から天井までの高さが10メートルを超える部分
- 3 前項に規定するもののほか、第1項の規定により設けるスプリンクラー設備は、令第12条第2項 及び第3項の規定の例により、設置し、及び維持しなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、政令第12条に規定する防火対象物以外の防火対象物に対してスプリンクラー設備の設置 及び維持についての技術上の基準を定めたものである。

1 第1項第1号及び第2号

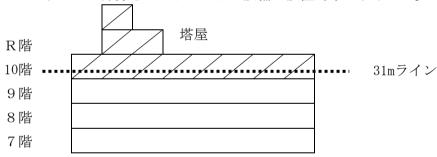
「**主たる用途に供する部分**」とは、省令第13条第1項に該当する部分以外の部分をいうものとして運用する。この場合、省令第13条第1項は地階及び無窓階についても運用する。

2 第1項第3号括弧書き

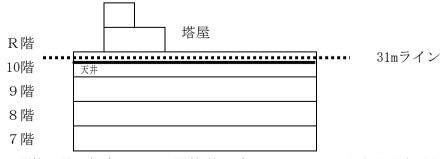
「主たる用途に供しない部分」とは、省令第13条第1項に該当する部分をいうものとして運用する。この場合、省令第13条第1項は地階及び無窓階についても適用する。

3 第1項第4号

「高さが31メートルを超える部分」とは、高さが31メートルを超える部分が存する階をいうものであり、次の図のように、「高さが31メートルを超える部分が存する階」があったときは、当該階より上のすべての部分をスプリンクラー設備の設置対象とすること。



なお、次の図のように、階数に算入される最上階の天井(天井がない場合は、屋根)が31m以下であるときは、第62条の規定を適用して、その設置を免除して差し支えないものとする。



4 第2項第2号の規定により、開放型スプリンクラーヘッドを設けなければならない政令別表第1 (12)項ロの対象物の階にあっても取付け面の高さが8m未満の部分に設けるものにあっては閉鎖型のものとすることができる。

- 5 第1項各号に規定により設けるスプリンクラー設備の水源水量及び放水性能の算定に必要なスプリンクラーヘッドの個数の算出方法は、いずれも次に掲げる個数(設置個数が該当個数に満たないときは、当該設置個数)とする。
 - (1) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いる場合
 - ア ヘッドの算出個数を10個(高感度型ヘッドを用いるものにあっては、8個)とするもの 第 1 項第 1 号(取付け面の高さが 8 m未満のものに限る。イにおいて同じ。)第 2 号又は第 3 号に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が 1 0 以下であるものの階
 - イ ヘッドの算出個数を15個(高感度型ヘッドを用いるものにあっては、12個)とするもの 第1項第1号、第2号又は第3号に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が11以上である ものの階、若しくは第1項第4号に掲げる部分
 - (2) 開放型スプリンクラーヘッドを用いる場合 第1項第1号に掲げる防火対象物の階の最大の放水区域に設置されるヘッドの個数
- 6 第2項第2号

本号は、防火対象物の高天井の部分(アトリウム等の大規模な吹抜け空間)等には、当該部分の警戒、防護に適した放水型ヘッド等を設けることを規定したもので、対象となるのは第1項第2号から4号までに掲げる防火対象物の部分で、第2項第2号ア又はイに規定する高天井の部分である。ただし、高天井部分において火気の使用がなく、かつ、多量の可燃物が存しない場合で、その床面積が概ね50㎡未満であるもの又は当該部分の用途が体育館(主として競技を行うために使用するものに限る。)、ロビー、会議場、通路その他これらに類するもので壁及び天井の仕上げが準不燃材料でなされているものにあっては、条例第62条の規定を適用して放水型ヘッド等の設置を免除して差し支えない。

なお、本号の放水型ヘッド等を設置する場合の水源水量は、設置する放水型ヘッド等の性能に応じて、放水区域の消火を有効に行うことができる量として消防庁長官が定めるところ(「放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」平成8年消防庁告示第6号)により算出して得た量とすること。

第58条 次の表の左欄に掲げる防火対象物又はその部分には、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性 ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるもの のいずれかを設けなければならない。

防 火 対 象 物 の 部 分	消火設備
令別表第1(13)イに掲げる防火対象物又はその部分で、次に 掲げるもの (1)延べ面積が700平方メートル以上の防火対象物(駐車す るすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造のも	水噴霧消火設備、泡消火設備、不
のを除く。) (2) 吹き抜け部分を共有する防火対象物で、2階以上の階の 駐車の用に供する部分の床面積の合計が200平方メートル 以上であるもの	活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
令別表第1に掲げる防火対象物で、冷凍室又は冷蔵室の用途 に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上である もの	不活性ガス消火設備又は ハロゲン化物消火設備

2 前項の規定により設ける水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火 設備又は粉末消火設備は、第14条から第18条まで規定の例により、設置し、及び維持しなければな らない。

【解釈及び運用】

本条は、政令第13条に規定されている防火対象物以外の防火対象物に対して、その用途、規模に 応じた水噴霧消火設備等の設置及び維持についての技術上の基準を定めたものである。

1 第1項の表第1欄左欄

「**駐車の用に供する部分**」とは、駐車する部分とこれに接する車路を含めたものをいう。ただし、 道路から駐車場に至る傾斜路、進入路等で、自動車の通行にのみ供する部分は含まない。

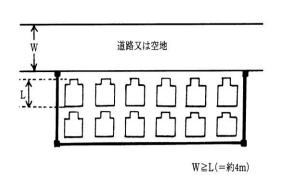
2 第1項の表第1欄左欄第1号の規定は、政令第13条第1項の表の規定が階規制であることの矛盾をある程度解消することが目的で設けられた規定であり、1の防火対象物に複数の駐車の用に供する部分が存する場合に、当該部分の床面積の合計が700㎡以上あれば水噴霧消火設備等を設置しなければならない。

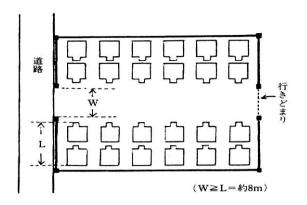
しかし、例えば1の防火対象物に存する2の駐車場が相互に隔った位置にあって、いずれの駐車場から出火してもお互いに延焼拡大危険がなく、それぞれ独立した駐車場として規制することで十分こと足りる場合にあっては、第62条の規定を適用して、その設置を免除して差し支えないものとする。

なお、括弧書きの「**車両が同時に屋外に出ることができる構造のもの**」とは、自動車が横一列 に並んで収容される車庫のように、運転する者がいればそれぞれの車が同時に屋外に出られるも のをいうが、二列に並んで収容されるものも含むものであり、具体的には次のようなものをいう。

(1) 道路又は空地に面し、2方向に出られる場合

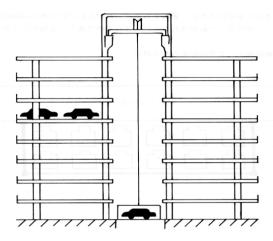
(2) 2棟の駐車場が相対してあり、出口が1箇所しかない場合





3 第1項の表第1欄左欄第2号

「吹き抜け部分を共有する防火対象物で、2以上の階」とは、例図のように主として昇降機によって車両を2以上の階(地上階、地下階を問わない。)にわたって昇降させるものをいう。



4 第1項の表第2欄左欄

「冷凍室又は冷蔵室の用途に供する部分」とは、水による消火設備を設置することが凍結等の問題で技術的に困難な場所を規制の対象としていることから、室温の設定を必要とする部分に限られ、冷蔵室については、常時10℃以下に保たれるものを本項の対象とする。

なお、当該部分に設ける不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備の運用は次のとおりとする。

- (1) 設置する場合の方式は、全域放出方式とする。
- (2) 床面積が500㎡未満の冷凍室又は冷蔵室であっても、合計500㎡以上であれば不活性ガス消火 設備又はハロゲン化物消火設備を設置しなければならないが、状況により、第62条の規定を適用 して、その設置を免除して差し支えないものとする。

(自動火災報知設備に関する基準)

第59条 次に掲げる防火対象物には、自動火災報知設備を設けなければならない。

- (1) 令別表第1(16)項ロに掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)のうち、同表(12)項及び(14)項に掲げるいずれの用途に供する部分の上階を同表(5)項ロに掲げる用途に供するもので、延べ面積が300平方メートル以上のもの
- (2) 令別表第1(16)項ロに掲げる防火対象物で延べ面積が1,000平方メートル以上のもの
- 2 前項の規定により設ける自動火災報知設備は、第21条第2項及び第3項の規定の例により、設置し、及び維持しなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、自動火災報知設備の設置及び維持に関して政令第21条に規定する防火対象物以外の防火 対象物に対して、その技術上の基準を定めたものである。

1 第1各号の規定は、いずれも複合用途防火対象物についての設置基準である。第1号は、主として木造の建築物で比較的出火危険が高い用途に供する部分の上階に居住施設や就寝施設が存する防火対象物について、規制を強化しているものであり、第2号は、政令第21条第1各号の規定では全館に設置を要することとなりにくい防火対象物について、規制を強化しているものである。

防火対象物 規定		用途	構造	延べ面積
	政令別表第1(16)項ロの防火対象物で次に該当するもの		主要構造部を耐火構造と	
1 号	上階の用途	下階の用途	したもの又は建基法第2	
	(5)項口	(12)項イ(工場・作業場)	条第9号の3イ若しくは	300㎡以上
	(寄宿舎・下宿	(12)項ロ(映画スタジオ・テレビスタジオ)	ロのいずれかに該当する	
	・共同住宅)	(14)項(倉庫)	もの以外のもの	
2 号	政令別表第1(16)項ロの防火対象物	構造上の制限はない	1,000㎡以上

(避難器具に関する基準)

- 第60条 令別表第1(1)項から(4)項まで及び(7)項から(16)項までに掲げる防火対象物の6階以上の階で、収容人員が30人以上のものには、避難器具を設けなければならない。
- 2 前項の規定により設ける避難器具は、令第25条第2項の規定の例により、設置し、及び維持しなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、政令第25条の規定により避難器具を設置することとなる防火対象物以外のものについて、 避難器具を設置しなければならない範囲とその基準を定めたものである。

1 第1項の規定は、政令別表第1(1)から(16)項に掲げる防火対象物((5)項及び(6)項を除く。)の 6階以上の階で、収容人員が30人以上となる階には避難器具を設置しなければならないことを規 定したものであり、収容人員の算定は省令第1条による算定方法により行う。

なお、本規定で避難器具を設置しなければならない防火対象物から政令別表第1(5)項及び(6) 項が除かれているのは、既に政令第25条で規定しているためである。

2 本条第1項の規定は、政令第25条第1項の規定の適用のない避難階(建基令第13条の3第1号に 規定する避難階をいう。)及び11階以上の階については適用されない。

(連結送水管に関する基準)

- 第61条 令別表第1に掲げる防火対象物で、屋上に回転翼航空機の発着場又は駐車場の用途に供する 部分があるものには、連結送水管を設けなければならない。
- 2 前項に規定する連結送水管の放水口は、屋上に、その各部分からそれぞれ一の放水口までの水平 距離が50メートル以下となるように設けなければならない。
- 3 令第29条第1項(第3号及び第4号を除く。)の規定により連結送水管を設ける建築物には、その屋上に1以上の放水口を設けなければならない。
- 4 第1項の規定により設ける連結送水管は、令第29条第2項の規定の例により、それぞれ設置し、 及び維持しなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、政令第29条に規定する防火対象物以外の防火対象物について、連結送水管の設置及び維持についての技術上の基準を定めたものである。連結送水管は、政令第29条の規定では消火活動上必要な施設として、主として高層の建築物を対象にその設置基準が定められている。しかし、消火活動の困難性という点では地階若しくは無窓階についても同様であり、また屋上についても特別な施設を設けているものにあっては連結送水管を必要とするものである。

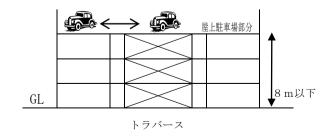
- 1 第1項の規定の適用を受ける防火対象物が次の各号のいずれかに該当し、かつ、消防活動上特別な困難性が認められない場合にあっては、第62条の規定を適用して、連結送水管の設置を免除して差し支えない。
 - (1) 平屋立ての建物の屋上で、屋外スロープで車両が出入りできる構造のもの。(図1参照)
 - (2) 3層4段までの自走式駐車場で、屋上の床までの高さが8m以下であるもの、ただし、各段の駐車が一列のものに限る。(図2参照)

図 1

プレハブ式の構造等で自走駐車させる形態



図 2



2 第2項の規定は、放水口の設置位置及び個数について定めたものであり、放水口の位置及び個数

は、屋上の各部分から、1の放水口までの水平距離が50m以下となるように設けること。

3 第3項

「**屋上に1以上の放水口を設けなければならない**」とは、機能を点検する際の放水テスト用として設ける放水口であり、屋上のない防火対象物又は放水テストが他の方法で十分にできる防火対象物については設けないことができる。

なお、本項の規定は、政令第29条第1項第1号及び第2号の規定により設置される連結送水管に対する付加基準であるが、本条第1項の規定の適用を受ける防火対象物についても設置指導すること。

(基準の特例)

第62条 この章の規定は、消防用設備等について、消防長が、防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断して、この章の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

【解釈及び運用】

本条は、個々の防火対象物の具体的態様、あるいは、必要とされる防火安全性能を有する消防の 用に供する設備等を用いることにより、この章に規定する消防用設備等を設置した場合と同等以上の 効果があると認められる場合に、消防長又は消防署長の判断によりこの章に規定する技術上の基準の 適用除外が認められるものであることを規定したものである。

1 消防用設備等の技術上の基準は、一定の条件を予定して定められた画一的な基準であり、現実にこれらの基準を個々の防火対象物に対して適用しようとする場合に、ときによっては、必ずしも適当でない場合が生じてくる。したがって、このような場合に予想される特殊なケースについても定めておくことが理想的であろうが、これらの具体的な態様について適応する技術上の基準を網羅して定めておくことは不可能である。

また、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、政令第29条の4第1項において、通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる設備であると規定されているが、これは、政令第10条から第29条の3までを設置根拠とする消防用設備等に代えて用いる場合に限り用いることができるとされているものであり、条例第54条から第61条までを設置根拠とする消防用設備等に代えて用いることを規定したものではない。

本条は、これらのことから技術上の基準の適用に際して特例を認めることができる旨の規定を設け、法の目的を損なうことなく解決しようとするもので、次の各号のいずれかに該当する場合は、この章の基準による場合と同等以上の効果があるものとして、第54条から第61条までの規定を適用しないことができることを規定したものである。

- (1) 防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この章の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度にとどめることができる場合
- (2) 条例第54条から第61条までに規定する消防用設備等に代えて、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いる場合
- 2 (1)の場合は、政令別表第1に掲げる防火対象物の範囲が広く、ほとんどの用途の防火対象物が

指定されているため、同一の規制を受ける防火対象物群の中にも、その火災危険性の大小に相当の幅が存することに基づくものであり、(2)の場合は、政令第29条の4に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を、条例において技術上の基準を付加した消防用設備等に代えても設置することができることとしたものである。

なお、本条の特例を適用する前提としては、あくまでも物的な代替措置又は具体的な環境条件が存在することが必要であり、単に防火対象物における防火管理が適切に(たとえば法令基準以上に)行われているというような主観的な要素は特例適用の要件とはなし得ないものである。

3 本条の規定は、消防長又は消防署長の責任と判断に基づき適用されるものである。しかしながら、 その運用が全市的な統一性を欠くものである場合には結果として行政の不均衡を生じ、場合によっては消防行政への不信感となって現れてくることも考えられ、適用にあたっては慎重な配慮が 必要である。